

前橋市監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年1月21日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監  
平成31年1月18日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 三 森 和 也 様  
前橋市教育委員会教育長 塩 崎 政 江 様  
前橋市選挙管理委員会委員長 三 橋 彰 様  
前 橋 市 農 業 委 員 会 会 長 堀 越 恒 弘 様

前橋市監査委員 福 田 清 和  
同 田 村 盛 好  
同 中 里 武  
同 笠 原 久

行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

平成30年度

行政監査結果報告書

～備品の管理状況について～

前橋市監査委員



## 目 次

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の主な着眼点	1
第7	監査の結果	2
1	本市における備品の定義について	2
2	本市における備品の管理、記録方法について	2
3	備品の所有状況について	2
4	備品確認の実施状況について	5
5	備品の管理状況について	11
6	備品の異動等の状況について	19
7	一般財源以外の財源を充当して取得した備品の状況について	21
8	現場実査について	24
第8	意見・要望	25
1	個別的事項	25
2	総括	28
付 表		
1	備品区分別一覧	29
2	重要備品区分別一覧	31

### 凡 例

- 1 文中、各表、グラフ中の数値及び付表は、平成29年度末における財務会計システムに登録してある備品の管理データ及び各所属から提出された平成29年度の状況における調査票の回答結果に基づき作成した。なお、平成29年度に備品確認を実施していなかった所属においては、一部、平成30年度の状況で回答を求めた。
- 2 所属単位については、平成30年度の組織で集計した。
- 3 文中、各表及びグラフ中で用いる百分率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。なお、構成比率(%)は、合計が100となるように一部調整した。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「-」…………… 該当のないもの

# 行政監査結果報告書

## 第1 監査のテーマ

備品の管理状況について

## 第2 監査の目的

本市の備品の管理については、平成25年度に財務規則を改正し、備品として取り扱う基準の見直しを行うとともに、定期的な備品確認を義務付けるなど、適正な管理に向けた取り組みを行っている。しかし、その後の定期監査においては、備品確認や保管状況が適正でないなど、備品の管理に関する事務への指摘が散見され、その都度改善を求めてきたところである。

備品は市の貴重な財産であることから、厳密な管理が求められる一方で、その総数は平成29年度末時点で約10万品、金額にして約180億円にものぼり、限られた職員数の中で管理していくには効率的な運用も必要である。

こうしたことから、備品の管理についての課題を把握し、経済性、効率性及び有効性の観点から、備品の管理体制や備品管理に関する諸規程が適正なものとなっているかを検証するとともに、今後の適正な事務に資することを目的とする。

## 第3 監査の対象

市（公営企業会計を含む。）が所有するすべての備品を対象とした。

なお、指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）において、協定書等に基づき指定管理者に貸与している備品も監査の対象とした。

## 第4 監査の期間

平成30年5月7日から平成31年1月11日まで

## 第5 監査の方法

全部局に対して、備品の管理状況に関する調査票の作成と関係資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取した。

また、外部施設について複数の施設を抽出し、備品登録の内容と現物の照合等の現場実査を実施した。

## 第6 監査の主な着眼点

- ・ 備品登録の内容は、現状の状態を適正に表示しているか。
- ・ 定期的な備品確認は、どの程度徹底されているか。
- ・ 備品の有効活用が図られているか。
- ・ 使用不能又は使用していない備品はないか。
- ・ 備品の所属替、貸付、不用の決定、廃棄の手続きを適正に行っているか。
- ・ 表示標を適正に貼付しているか。

- ・所在不明の備品はないか。
- ・備品として登録すべき物品の登録が漏れていないか。
- ・備品の管理及び運用等に関する執行体制及び諸規程は、適切に整備されているか。

## 第7 監査の結果

### 1 本市における備品の定義について

地方自治法では、物品を財産の一つと位置付け、普通地方公共団体の所有に属する物品は、動産で、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のものとしている。

本市では、備品については、財務規則第210条第1項において、物品のうち「その性質及び形状を変えずに比較的長期間継続して使用又は保存に耐え得るもので、1品の価格が3万円以上のものをいう。」と規定するとともに、水道局会計規程第89条第1項において、たな卸資産以外の物品のうち「その性質及び形状を、変えずに1年以上の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価額が3万円以上10万円未満のもの」と規定している。

また、財務規則第210条第3項及び水道局会計規程第89条第2項において、1品の価格にかかわらず備品として取り扱うものとして、次のものを規定している。

- ・美術品及び工芸品
- ・標本、見本及び模型のうち資料価値の高いもの又は長期間保存若しくは陳列することが必要と認められるもの
- ・国の補助事業に係る補助金により取得したもので、当該補助事業に係る規定により備品として管理することが規定されているもの
- ・その他備品として管理することが適当と認められるもの

さらに、財務規則第210条第2項において、1品の取得価格（取得価格のないものにあつては評定価格）が100万円以上のものを重要備品とし、取得価格が100万円に満たない備品についても、特に必要があると認めたものは、重要備品とする旨を規定している。

### 2 本市における備品の管理、記録方法について

本市では、財務規則第232条において、備品一覧等の作成について規定するとともに、水道局会計規程第93条において、備品台帳の作成等について規定している。また、実務においては、財務会計システムを使用し、備品ごとに個別番号を付してその所属や保管場所などについて記録すること（この報告書において「備品登録」という。）により、日常的な管理を行っている。

### 3 備品の所有状況について

#### (1) 備品の所有の有無について

今回の監査においては、全部局を対象として備品の所有状況を確認したが、その状況は表1のとおりである。なお、部局における所属の数、外部施設及び指定管理施設（以下「外部施設等」という。）における施設の数を表す単位として「件」を使用している。

全体（対象件数370件）としては、「所有している」が351件（94.9%）となっている。

部局別では、全所属で備品を所有しており、外部施設 222 件のうち 221 件、指定管理施設 71 件のうち 53 件で備品を所有している。

なお、備品を所有していない施設は、外部施設では、教育委員会事務局所管の 1 件で、指定管理施設では、文化スポーツ観光部所管の 5 件、福祉部所管の 4 件、建設部所管の 9 件である。

表 1 備品の所有の有無

(単位：件、%)

部局	所有している	所有していない	合計
総務部	5	0	5
政策部	5	0	5
財務部	5	0	5
市民部	6	0	6
文化スポーツ観光部	3	0	3
福祉部	6	0	6
健康部	5	0	5
環境部	5	0	5
産業経済部	3	0	3
農政部	2	0	2
都市計画部	5	0	5
建設部	5	0	5
会計室	1	0	1
水道局	5	0	5
消防局	4	0	4
教育委員会事務局	8	0	8
各行政委員会事務局	4	0	4
外部施設	221	1	222
指定管理施設	53	18	71
合計	351	19	370
構成比	94.9	5.1	100

- ・福祉部において、長寿包括ケア課と介護保険課は合算して 1 件としている（この報告書における各表において以下同じ。）。
- ・各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局である。
- ・外部施設は、本課以外に職員（非常勤職員又は臨時的任用職員を含む。以下同じ。）が配置されている施設である。ただし、職員が配置されていない施設も一部含む。

## (2) 部局別の備品及び重要備品の所有状況について

部局別の備品及び重要備品の所有状況は、表2のとおりである。

まず、備品の所有状況をみると、個数では、教育委員会事務局の74,400個(73.7%)が最も多く、次いで文化スポーツ観光部の6,173個(6.1%)、福祉部の5,110個(5.1%)、産業経済部の3,806個(3.8%)、消防局の2,549個(2.5%)となっている。また、金額では、教育委員会事務局の7,436,941,307円(40.8%)が最も大きく、次いで消防局の5,063,120,448円(27.8%)、文化スポーツ観光部の2,181,270,791円(12.0%)、環境部の650,721,111円(3.6%)、産業経済部の555,268,465円(3.0%)となっている。

次に、重要備品の所有状況をみると、個数では、文化スポーツ観光部の615個(34.3%)が最も多く、次いで教育委員会事務局の505個(28.1%)、消防局の193個(10.8%)、環境部の121個(6.7%)、総務部の80個(4.5%)となっている。また、金額では、消防局の4,799,372,860円(49.8%)が最も大きく、次いで教育委員会事務局の1,605,449,010円(16.7%)、文化スポーツ観光部の1,546,491,706円(16.0%)、環境部の535,444,580円(5.6%)、総務部の382,753,814円(4.0%)となっている。

表2 部局別の備品及び重要備品の所有状況

(単位：個、円、%)

部局	備品				重要備品			
	個数	個数別構成比	金額	金額別構成比	個数	個数別構成比	金額	金額別構成比
総務部	1,020	1.0	533,993,151	2.9	80	4.5	382,753,814	4.0
政策部	157	0.1	21,905,056	0.1	2	0.1	2,866,282	0.0
財務部	828	0.8	118,144,778	0.7	11	0.6	46,326,277	0.5
市民部	1,271	1.3	177,748,505	1.0	36	2.0	83,418,978	0.9
文化スポーツ観光部	6,173	6.1	2,181,270,791	12.0	615	34.3	1,546,491,706	16.0
福祉部	5,110	5.1	543,425,934	3.0	45	2.5	90,111,886	0.9
健康部	937	0.9	256,702,408	1.4	35	2.0	141,422,684	1.5
環境部	1,095	1.1	650,721,111	3.6	121	6.7	535,444,580	5.6
産業経済部	3,806	3.8	555,268,465	3.0	50	2.8	125,526,082	1.3
農政部	334	0.3	83,213,065	0.5	17	0.9	30,701,155	0.3
都市計画部	81	0.1	25,789,246	0.1	5	0.3	5,628,704	0.1
建設部	1,633	1.6	385,185,582	2.1	57	3.2	187,181,767	1.9
会計室	14	0.0	1,084,265	0.0	0	0	0	0
水道局	474	0.5	40,771,874	0.2	—	—	—	—
消防局	2,549	2.5	5,063,120,448	27.8	193	10.8	4,799,372,860	49.8
教育委員会事務局	74,400	73.7	7,436,941,307	40.8	505	28.1	1,605,449,010	16.7
小中学校等	65,273	64.7	5,410,504,580	29.7	206	11.5	641,546,367	6.7
小中学校等以外	9,127	9.0	2,026,436,727	11.1	299	16.6	963,902,643	10.0
各行政委員会事務局	1,072	1.1	147,527,725	0.8	22	1.2	52,679,450	0.5
合計	100,954	100	18,222,813,711	100	1,794	100	9,635,375,235	100

- ・付表〔備品区分別一覧(29頁～30頁)、重要備品区分別一覧(31頁～32頁)を参照〕
- ・外部施設等における備品は、施設を所管する各部局に含んで集計している。
- ・水道局では、備品管理上、重要備品の規定はない。
- ・小中学校等は、学校教育課、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校である。

### (3) 備品の金額階層別の所有状況について

備品の金額階層別の所有状況は、表3のとおりである。

個数別では、「3万円以上5万円未満」が33,864個(33.6%)と最も多く、次いで「5万円以上10万円未満」の27,979個(27.7%)、「10万円以上50万円未満」の20,380個(20.2%)、「3万円未満」の15,148個(15.0%)となっており、50万円未満の備品で、備品全体の96.5%を占めている。

金額別では、「100万円以上」が9,577,365,450円(52.6%)と最も多く、次いで「10万円以上50万円未満」の3,842,656,237円(21.1%)、「5万円以上10万円未満」の1,921,414,354円(10.5%)となっており、100万円以上の備品で、備品全体の5割以上を占めている。

表3 備品の金額階層別状況

(単位：個、円、%)

区 分	個数	個数別 構成比	金額	金額別 構成比
3万円未満	15,148	15.0	241,891,579	1.3
3万円以上 5万円未満	33,864	33.6	1,311,486,715	7.2
5万円以上 10万円未満	27,979	27.7	1,921,414,354	10.5
10万円以上 50万円未満	20,380	20.2	3,842,656,237	21.1
50万円以上 100万円未満	1,956	1.9	1,327,999,376	7.3
100万円以上	1,627	1.6	9,577,365,450	52.6
合 計	100,954	100	18,222,813,711	100

## 4 備品確認の実施状況について

### (1) 定期的な備品確認の実施状況について

定期的な備品確認については、財務規則及び水道局会計規程(以下「規則等」という。)において、原則として毎年8月中に実施する旨を規定している。今回の監査では、平成29年度における実施状況を調査したが、その結果は下記のとおりである。

#### ア 実施の有無について

当該年度における定期的な備品確認の実施の有無は、表4のとおりである。

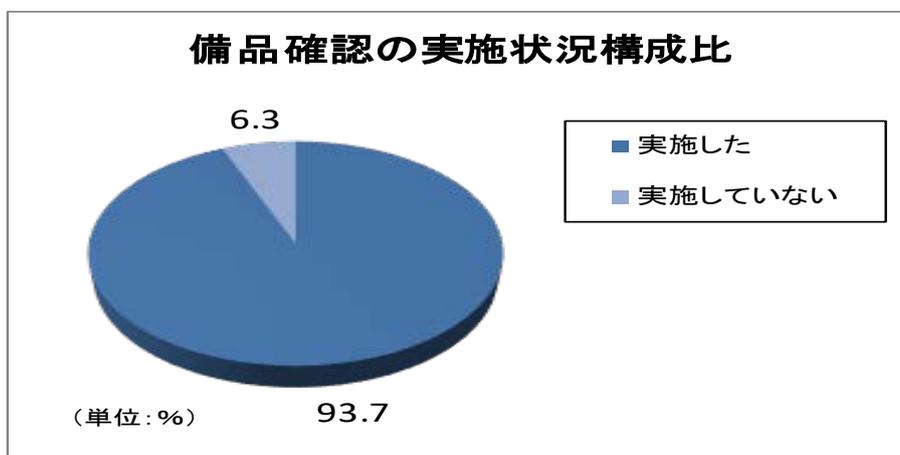
「実施した」が329件(93.7%)となっている。

9割以上の所属等で備品確認を実施している状況が確認できたが、建設部の2件、教育委員会事務局の1件、外部施設のうち建設部所管の9件、教育委員会事務局所管の1件、指定管理施設のうち建設部所管の9件で備品確認を実施していなかった。

表4 定期的な備品確認の実施状況

(単位：件、%)

部局	実施状況		合計
	実施した	実施していない	
総務部	5	0	5
政策部	5	0	5
財務部	5	0	5
市民部	6	0	6
文化スポーツ観光部	3	0	3
福祉部	6	0	6
健康部	5	0	5
環境部	5	0	5
産業経済部	3	0	3
農政部	2	0	2
都市計画部	5	0	5
建設部	3	2	5
会計室	1	0	1
水道局	5	0	5
消防局	4	0	4
教育委員会事務局	7	1	8
各行政委員会事務局	4	0	4
外部施設	211	10	221
指定管理施設	44	9	53
合計	329	22	351
構成比	93.7	6.3	100



## イ 実施時期について

当該年度における備品確認の実施時期は、表5のとおりである。

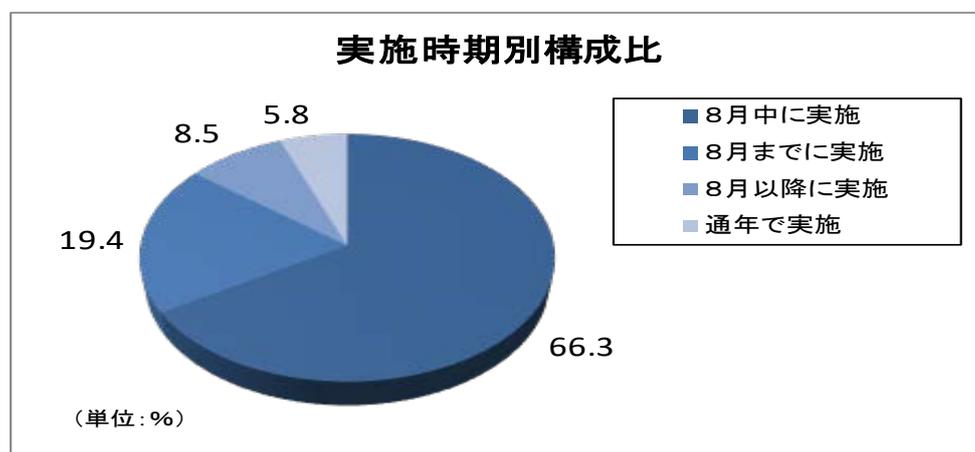
「8月中に実施」が218件（66.3%）で最も多く、次いで「8月までに実施」が64件（19.4%）、「8月以降に実施」が28件（8.5%）、「通年で実施」が19件（5.8%）となっている。

表5 定期的な備品確認の実施状況（実施時期）

（単位：件、%）

実施状況 部局	備品確認を実施した時期				合 計
	8月中に実施	8月までに実施	8月以降に実施	通年で実施	
総務部	5	0	0	0	5
政策部	4	1	0	0	5
財務部	4	0	0	1	5
市民部	5	1	0	0	6
文化スポーツ観光部	1	1	1	0	3
福祉部	5	0	0	1	6
健康部	5	0	0	0	5
環境部	5	0	0	0	5
産業経済部	2	1	0	0	3
農政部	2	0	0	0	2
都市計画部	4	1	0	0	5
建設部	3	0	0	0	3
会計室	1	0	0	0	1
水道局	0	5	0	0	5
消防局	4	0	0	0	4
教育委員会事務局	6	0	0	1	7
各行政委員会事務局	4	0	0	0	4
外部施設	134	53	8	16	211
指定管理施設	24	1	19	0	44
合 計	218	64	28	19	329
構 成 比	66.3	19.4	8.5	5.8	100

・通年で実施は、8月より前に開始し、8月を越えて実施した場合である。



### ウ 備品確認に要した期間について

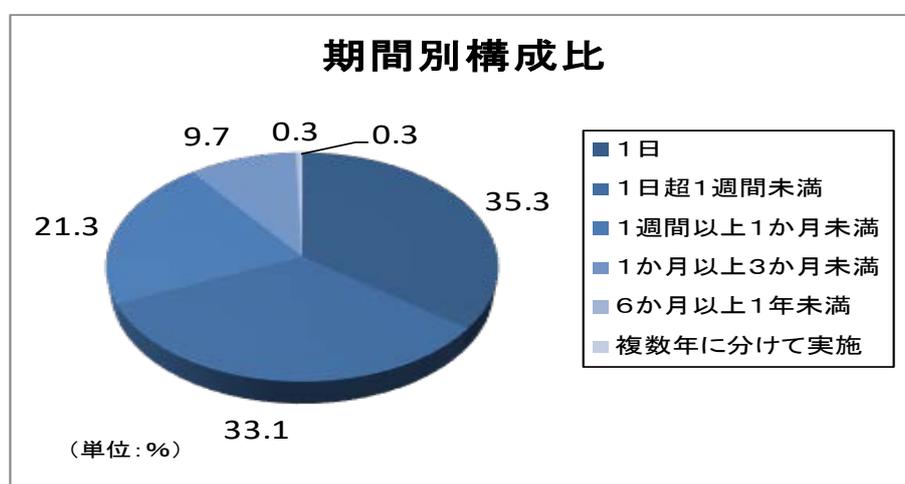
当該年度における備品確認に要した期間は、表6のとおりである。

「1日」が116件（35.3%）で最も多く、次いで「1日超1週間未満」が109件（33.1%）、「1週間以上1か月未満」が70件（21.3%）となっており、ほぼ9割が1か月未満で備品確認を行っている状況が確認できた。

表6 定期的な備品確認の実施状況（期間）

（単位：件、%）

実施状況 部局	備品確認に要した期間								合 計
	1日	1日超1週間未満	1週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	複数年に分けて実施	その他	
総務部	2	3	0	0	0	0	0	0	5
政策部	4	0	1	0	0	0	0	0	5
財務部	3	1	0	0	0	1	0	0	5
市民部	3	2	1	0	0	0	0	0	6
文化スポーツ観光部	2	0	1	0	0	0	0	0	3
福祉部	0	2	3	1	0	0	0	0	6
健康部	1	3	1	0	0	0	0	0	5
環境部	1	1	3	0	0	0	0	0	5
産業経済部	1	0	1	1	0	0	0	0	3
農政部	1	1	0	0	0	0	0	0	2
都市計画部	5	0	0	0	0	0	0	0	5
建設部	2	1	0	0	0	0	0	0	3
会計室	1	0	0	0	0	0	0	0	1
水道局	0	3	2	0	0	0	0	0	5
消防局	2	1	1	0	0	0	0	0	4
教育委員会事務局	3	1	2	1	0	0	0	0	7
各行政委員会事務局	2	1	1	0	0	0	0	0	4
外部施設	67	72	42	29	0	0	1	0	211
指定管理施設	16	17	11	0	0	0	0	0	44
合 計	116	109	70	32	0	1	1	0	329
構成比	35.3	33.1	21.3	9.7	0	0.3	0.3	0	100



## エ 備品確認の人員体制について

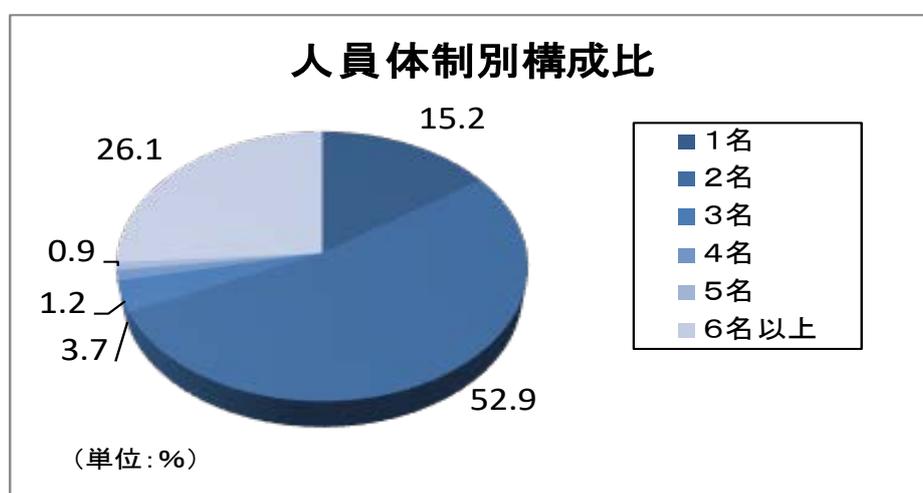
当該年度における備品確認の人員体制は、表7のとおりである。

「2名」が174件(52.9%)で最も多く、次いで「6名以上」が86件(26.1%)、「1名」が50件(15.2%)となっている。

表7 定期的な備品確認の実施状況(人員体制)

(単位:件、%)

実施状況 部局	備品確認の人員体制						合計
	1名	2名	3名	4名	5名	6名以上	
総務部	0	4	1	0	0	0	5
政策部	1	4	0	0	0	0	5
財務部	0	4	0	0	0	1	5
市民部	0	5	1	0	0	0	6
文化スポーツ観光部	0	3	0	0	0	0	3
福祉部	1	5	0	0	0	0	6
健康部	0	3	1	0	1	0	5
環境部	0	5	0	0	0	0	5
産業経済部	0	3	0	0	0	0	3
農政部	1	1	0	0	0	0	2
都市計画部	0	5	0	0	0	0	5
建設部	0	3	0	0	0	0	3
会計室	0	1	0	0	0	0	1
水道局	0	1	2	1	0	1	5
消防局	0	1	0	1	0	2	4
教育委員会事務局	0	5	1	0	0	1	7
各行政委員会事務局	1	3	0	0	0	0	4
外部施設	40	83	4	1	2	81	211
指定管理施設	6	35	2	1	0	0	44
合計	50	174	12	4	3	86	329
構成比	15.2	52.9	3.7	1.2	0.9	26.1	100



## オ 物品管理者への報告について

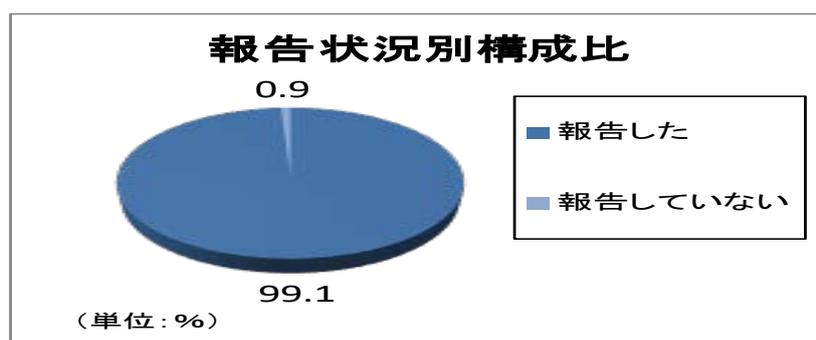
職員による備品確認後、その結果を物品管理者に報告することが必要となるが、当該年度におけるその報告の状況は、表8のとおりである。

「報告した」が326件（99.1%）となっている。

政策部の1件、文化スポーツ観光部の1件、外部施設の1件の合計3件で、備品の確認状況について物品管理者への報告を行っていないかった。

表8 物品管理者への報告状況 (単位：件、%)

部局	報告した	報告していない	合計
総務部	5	0	5
政策部	4	1	5
財務部	5	0	5
市民部	6	0	6
文化スポーツ観光部	2	1	3
福祉部	6	0	6
健康部	5	0	5
環境部	5	0	5
産業経済部	3	0	3
農政部	2	0	2
都市計画部	5	0	5
建設部	3	0	3
会計室	1	0	1
水道局	5	0	5
消防局	4	0	4
教育委員会事務局	7	0	7
各行政委員会事務局	4	0	4
外部施設	210	1	211
指定管理施設	44	0	44
合計	326	3	329
構成比	99.1	0.9	100



## カ 外部施設等の備品確認の方法について

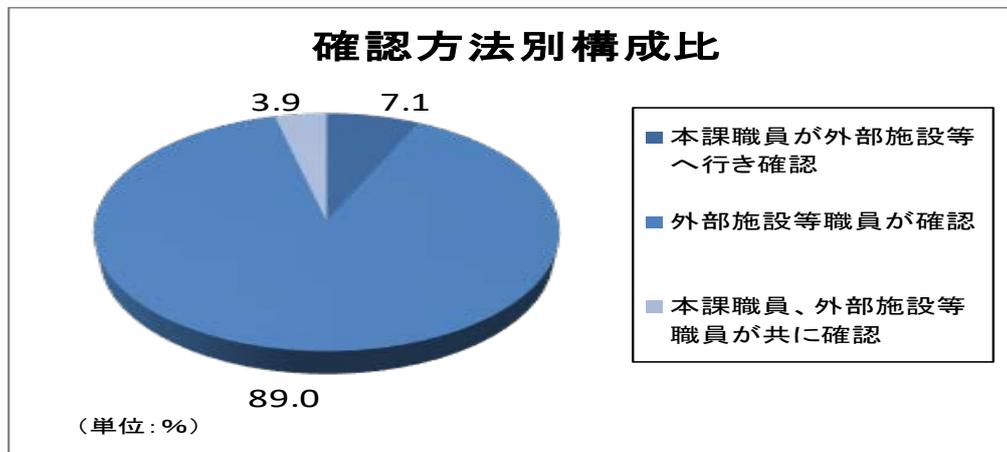
外部施設等の備品確認の方法は、表9のとおりである。

「外部施設等職員が確認」が227件（89.0%）で最も多く、次いで「本課職員が外部施設等へ行き確認」が18件（7.1%）、「本課職員、外部施設等職員が共に確認」が10件（3.9%）となっており、本課職員の直接確認については、1割ほどにとどまっている状況が確認できた。

表9 外部施設等の備品確認の方法

(単位：件、%)

部局	外部施設等の備品確認の方法				合 計
	本課職員が外部施設等へ行き確認	外部施設等職員が確認	本課職員、外部施設等職員が共に確認	その他	
外部施設	18	189	4	0	211
指定管理施設	0	38	6	0	44
合 計	18	227	10	0	255
構 成 比	7.1	89.0	3.9	0	100



## 5 備品の管理状況について

### (1) 登録上の設置場所と実際の設置場所の状況について

備品登録上の設置場所と実際の設置場所の状況は、表10のとおりである。

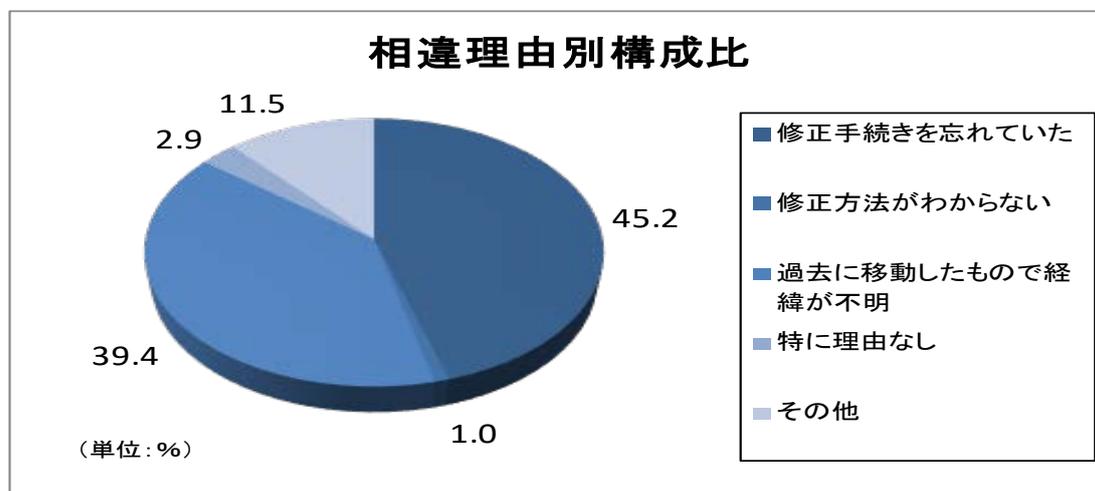
「相違している備品がある」が79件（22.5%）となっている。

その理由をみると、「修正手続を忘れていた」が47件（45.2%）で最も多く、次いで「過去に移動したもので経緯が不明」が41件（39.4%）、「その他」が12件（11.5%）となっている。なお、「その他」の内容としては、「必要に応じて移動させて使用しているため」、「一時的に移動させて保管しているため」などがある。

表 10 登録上の設置場所と実際の設置場所の状況

(単位：件、%)

登録状況 部局	相違している備品がある	相違している備品はない	合 計	相違している備品がある理由 ※複数回答あり				
				修正手続きを忘れていた	修正方法がわからない	過去に移動したもので経緯が不明	特に理由なし	その他
総務部	0	5	5	0	0	0	0	0
政策部	0	5	5	0	0	0	0	0
財務部	2	3	5	1	0	1	0	1
市民部	2	4	6	1	0	1	0	0
文化スポーツ観光部	1	2	3	0	0	0	1	0
福祉部	4	2	6	3	0	2	0	0
健康部	2	3	5	1	0	0	0	1
環境部	2	3	5	0	0	1	0	1
産業経済部	1	2	3	1	0	1	0	0
農政部	1	1	2	1	0	0	0	0
都市計画部	0	5	5	0	0	0	0	0
建設部	1	4	5	1	0	0	0	0
会計室	0	1	1	0	0	0	0	0
水道局	0	5	5	0	0	0	0	0
消防局	0	4	4	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	2	6	8	1	0	1	0	0
各行政委員会事務局	1	3	4	1	0	1	0	0
外部施設	57	164	221	36	1	32	1	8
指定管理施設	3	50	53	0	0	1	1	1
合 計	79	272	351	47	1	41	3	12
構成比	22.5	77.5	100	45.2	1.0	39.4	2.9	11.5



## (2) 不用備品等の管理状況について

所有する備品のうち、使用の必要がなくなった又は使用が不可能となった備品（この報告書において「不用備品等」という。）の管理状況は、表11のとおりである。

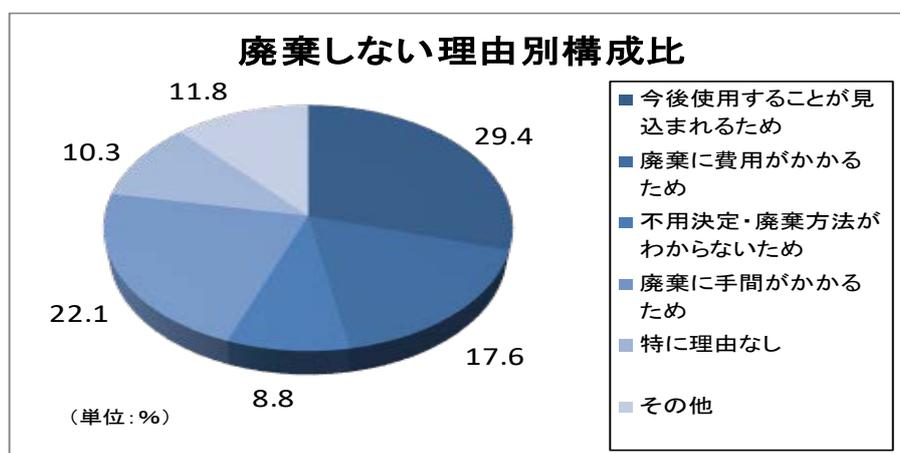
「不用備品等がある」が55件（15.7%）となっている。

その理由をみると、「今後使用することが見込まれるため」が20件（29.4%）で最も多く、次いで「廃棄に手間がかかるため」が15件（22.1%）、「廃棄に費用がかかるため」が12件（17.6%）、「その他」が8件（11.8%）となっている。なお、「その他」の内容としては、「今年度中に廃棄する予定」、「廃棄手続を失念していたため」などがある。

表11 不用備品等の管理状況

(単位：件、%)

管理状況 部局	不用備品等がある	不用備品等はない	合計	廃棄しない理由 ※複数回答あり						
				今後使用することが見込まれるため	廃棄に費用がかかるため	不用決定・廃棄方法がわからないため	廃棄に手間がかかるため	補助金等の特定財源が充当されているため	特に理由なし	その他
総務部	2	3	5	1	1	0	0	0	0	0
政策部	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
財務部	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
市民部	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1
文化スポーツ観光部	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
福祉部	1	5	6	0	1	0	0	0	0	0
健康部	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1
環境部	1	4	5	0	1	0	1	0	0	0
産業経済部	2	1	3	1	0	1	1	0	0	0
農政部	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
都市計画部	1	4	5	0	0	0	0	0	1	0
建設部	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0
会計室	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
水道局	1	4	5	0	0	0	0	0	1	0
消防局	1	3	4	0	0	0	0	0	1	0
教育委員会事務局	1	7	8	1	0	0	0	0	0	0
各行政委員会事務局	1	3	4	1	0	0	0	0	0	0
外部施設	41	180	221	16	8	5	13	0	4	6
指定管理施設	1	52	53	0	1	0	0	0	0	0
合計	55	296	351	20	12	6	15	0	7	8
構成比	15.7	84.3	100	29.4	17.6	8.8	22.1	0	10.3	11.8



### (3) 表示標について

本市の備品であることの表示については、規則等において、管理する備品に表示標を付することによる旨を規定している。なお、表示標を付することが困難なものは、他の適当な表示方法により表示するか、その表示を省略することができるとしている。

#### ア 表示標の貼付状況について

表示標の貼付状況は、表12のとおりである。

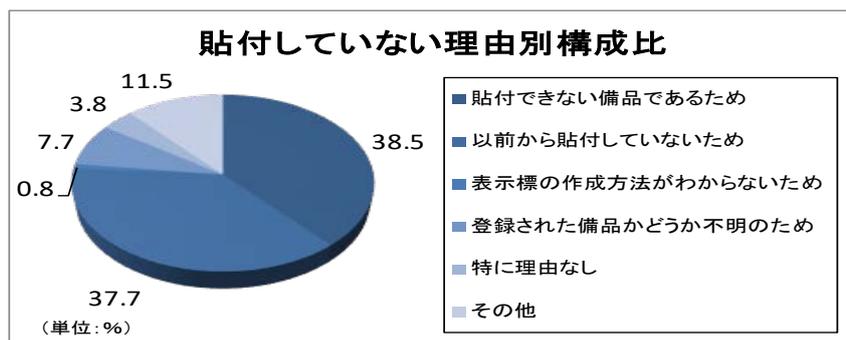
「貼付していない備品がある」が215件（61.3%）となっており、6割以上の所属等で表示標を貼付していない備品がある状況が確認できた。

その理由をみると、「貼付できない備品であるため」が100件（38.5%）で最も多く、次いで「以前から貼付していないため」が98件（37.7%）、「その他」が30件（11.5%）となっている。なお、「その他」の内容として、「使用により剥がれてしまう」、「取得後間もないため、表示標が発行されていない」などがある。

表12 表示標の貼付状況

(単位：件、%)

貼付状況 部局	貼付していない備品がある	貼付していない備品はない	合計	貼付していない理由 ※複数回答あり					
				貼付できない備品であるため	以前から貼付していないため	表示標の作成方法がわからないため	登録された備品かどうか不明のため	特に理由なし	その他
総務部	2	3	5	2	0	0	0	0	0
政策部	1	4	5	1	0	0	0	0	0
財務部	2	3	5	2	0	0	0	0	0
市民部	3	3	6	0	3	0	1	0	0
文化スポーツ観光部	1	2	3	0	0	0	0	1	0
福祉部	6	0	6	1	5	0	1	0	0
健康部	3	2	5	2	1	0	0	0	1
環境部	3	2	5	0	2	1	0	0	2
産業経済部	1	2	3	1	1	0	0	1	1
農政部	1	1	2	0	1	0	0	0	0
都市計画部	1	4	5	0	0	0	0	0	1
建設部	2	3	5	0	2	0	0	0	0
会計室	0	1	1	0	0	0	0	0	0
水道局	1	4	5	0	0	0	0	1	0
消防局	1	3	4	1	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	6	2	8	2	4	0	1	0	0
各行政委員会事務局	3	1	4	0	2	0	0	0	1
外部施設	156	65	221	76	76	1	11	4	22
指定管理施設	22	31	53	12	1	0	6	3	2
合計	215	136	351	100	98	2	20	10	30
構成比	61.3	38.7	100	38.5	37.7	0.8	7.7	3.8	11.5



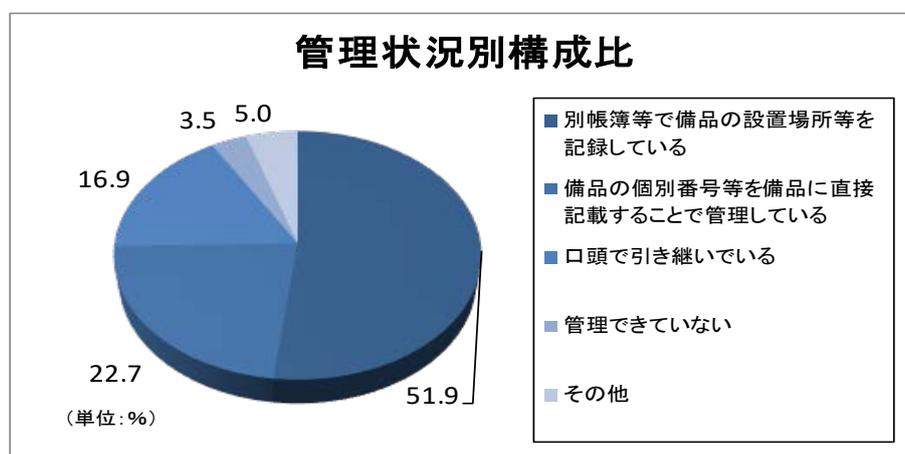
## イ 表示標の貼付のない備品の管理状況について

表示標の貼付のない備品の管理状況は、表13のとおりである。

「別帳簿等で備品の設置場所等を記録している」が135件(51.9%)で最も多く、次いで「備品の個別番号等を備品に直接記載することで管理している」が59件(22.7%)、「口頭で引き継いでいる」が44件(16.9%)、「その他」が13件(5.0%)となっている。なお、「その他」の内容として、「数量で管理」、「表示標以外のシールに記載し貼付」、「特定の人が使用」などがある。

表13 表示標の貼付のない備品の管理状況 (単位：件、%)

部局	※複数回答あり				
	別帳簿等で備品の設置場所等を記録している	備品の個別番号等を備品に直接記載することで管理している	口頭で引き継いでいる	管理できていない	その他
総務部	2	0	0	0	0
政策部	1	0	0	0	0
財務部	2	0	1	0	0
市民部	0	0	2	1	0
文化スポーツ観光部	0	0	1	0	0
福祉部	3	0	2	0	1
健康部	3	0	0	0	2
環境部	1	0	1	0	0
産業経済部	1	0	1	0	0
農政部	1	0	0	0	0
都市計画部	1	0	0	0	0
建設部	1	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0
水道局	1	1	0	0	0
消防局	0	1	0	0	0
教育委員会事務局	4	1	3	0	0
各行政委員会事務局	1	0	1	0	1
外部施設	100	56	23	8	9
指定管理施設	13	0	9	0	0
合計	135	59	44	9	13
構成比	51.9	22.7	16.9	3.5	5.0



#### (4) 所在が不明な備品の有無について

備品登録があるが、現物の所在が不明な備品の有無は、表14のとおりである。

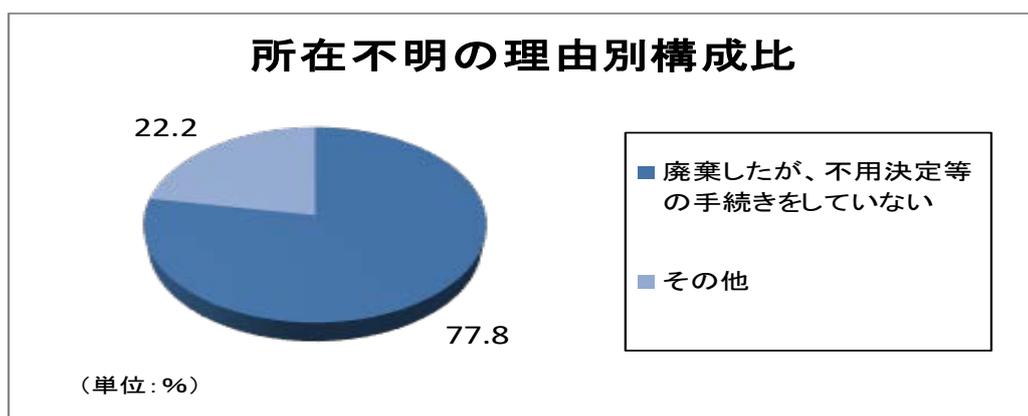
「所在不明な備品がある」が34件(9.7%)となっており、主に外部施設であるが、1割近くの所属等で所在不明な備品がある状況が確認できた。

その理由をみると、「廃棄したが、不用決定等の手続きをしていない」が28件(77.8%)で最も多く、次いで「その他」が8件(22.2%)となっている。なお、「その他」の内容としては、「当初から所在不明であったため」、「所属替時の手続きの不備」、「表示標の貼付がないなどにより特定ができない」などがある。

表14 所在が不明な備品の有無

(単位：件、%)

備品管理状況 部局	所在不明な備品がある	所在不明な備品がない	合計	所在不明の理由 ※複数回答あり			
				廃棄したが、不用決定等の手続きをしていない	盗難	紛失	その他
総務部	0	5	5	0	0	0	0
政策部	0	5	5	0	0	0	0
財務部	0	5	5	0	0	0	0
市民部	1	5	6	1	0	0	0
文化スポーツ観光部	2	1	3	1	0	0	1
福祉部	2	4	6	2	0	0	0
健康部	0	5	5	0	0	0	0
環境部	0	5	5	0	0	0	0
産業経済部	1	2	3	0	0	0	1
農政部	0	2	2	0	0	0	0
都市計画部	0	5	5	0	0	0	0
建設部	0	5	5	0	0	0	0
会計室	0	1	1	0	0	0	0
水道局	0	5	5	0	0	0	0
消防局	0	4	4	0	0	0	0
教育委員会事務局	2	6	8	1	0	0	2
各行政委員会事務局	2	2	4	1	0	0	1
外部施設	23	198	221	21	0	0	3
指定管理施設	1	52	53	1	0	0	0
合計	34	317	351	28	0	0	8
構成比	9.7	90.3	100	77.8	0	0	22.2



(5) 備品登録のない表示標貼付備品の有無について

備品登録がないが、表示標が貼付されている備品の所有の有無は、表15のとおりである。

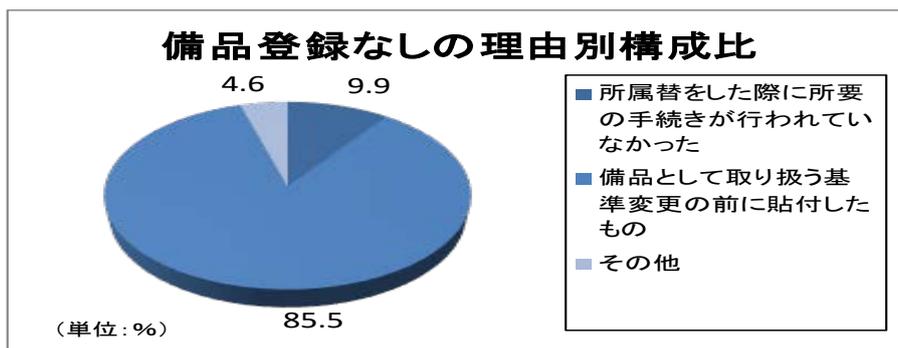
「備品登録のない表示標を貼付した備品がある」が118件(33.6%)となっており、3割以上の所属等で、備品登録はないが、表示標を貼付した備品がある状況が確認できた。

その理由をみると、「備品として取り扱う基準変更の前に貼付したもの」が112件(85.5%)で最も多く、次いで「所属替をした際に所要の手続きが行われていなかった」が13件(9.9%)となっている。なお、「その他」の内容としては、「旧課名の表示のため不明」、「年代不明などの記載があり、備品としての価値がないと判断」などがある。

表15 備品登録のない表示標貼付備品の有無 (単位：件、%)

備品管理状況 部局	備品登録のない表示標を貼付した備品がある	備品登録のない表示標を貼付した備品がない	合計	備品登録のない表示標を貼付した備品がある理由 ※複数回答あり		
				所属替をした際に所要の手続きが行われていなかった	備品として取り扱う基準変更の前に貼付したもの	その他
総務部	1	4	5	0	1	0
政策部	1	4	5	0	1	0
財務部	4	1	5	0	3	1
市民部	5	1	6	1	4	0
文化スポーツ観光部	1	2	3	0	1	0
福祉部	5	1	6	0	4	1
健康部	3	2	5	1	2	0
環境部	4	1	5	0	4	0
産業経済部	2	1	3	1	2	0
農政部	2	0	2	0	2	0
都市計画部	3	2	5	1	3	1
建設部	3	2	5	0	3	0
会計室	0	1	1	0	0	0
水道局	3	2	5	0	3	0
消防局	0	4	4	0	0	0
教育委員会事務局	2	6	8	1	2	0
各行政委員会事務局	3	1	4	0	3	0
外部施設	74	147	221	8	72	3
指定管理施設	2	51	53	0	2	0
合計	118	233	351	13	112	6
構成比	33.6	66.4	100	9.9	85.5	4.6

・備品として取り扱う基準変更とは、平成25年度の規則等改正により、備品として取り扱う1品の価格等を1万円から3万円に変更したものである。



(6) 備品として管理することが適当と認め管理している備品の有無について

規則等において、1品の価格が3万円未満であっても、美術品等のほかに備品として管理することが適当と認められるものも、備品として取り扱う旨を規定しているが、その備品の有無は、表16のとおりである。

「あり」が3件(0.9%)となっている。

その内容は、「検体輸送用ジュラルミン容器(平成29年度に取り扱いを見直したことにより、現在は備品登録されていない。 )」、「基準分銅」、「動物捕獲用の檻など」である。

表16 備品として管理することが適当と認め管理している備品の有無

(単位：件、%)

部局	財務規則第210条第3項第4号の規定（水道局においては会計規程第89条第2項第4号）により備品とした物品の有無		合 計
	あり	なし	
総務部	0	5	5
政策部	0	5	5
財務部	0	5	5
市民部	0	6	6
文化スポーツ観光部	0	3	3
福祉部	0	6	6
健康部	1	4	5
環境部	0	5	5
産業経済部	0	3	3
農政部	0	2	2
都市計画部	0	5	5
建設部	0	5	5
会計室	0	1	1
水道局	0	5	5
消防局	0	4	4
教育委員会事務局	0	8	8
各行政委員会事務局	0	4	4
外部施設	2	219	221
指定管理施設	0	53	53
合 計	3	348	351
構 成 比	0.9	99.1	100

## 6 備品の異動等の状況について

### (1) 備品の異動等の状況について

備品の異動等の状況は、表17のとおりである。

#### ア 所属替の有無について

「所属替有」が54件(15.4%)となっている。

#### イ 寄附受入の有無について

「受入有」が34件(9.7%)となっている。その内容は、教育委員会事務局では「刀、書額及び屏風、お銚子等」、外部施設のうち文化スポーツ観光部所管の施設では「色紙、フィルム」、「絵画」、教育委員会事務局所管の施設では「新聞閲覧台」などである。

#### ウ 備品貸付(市外部への貸付)の有無について

「貸付有」が12件(3.4%)となっている。その内容は、市民部、文化スポーツ観光部及び福祉部では「車両」など、環境部では「建物の貸付に伴う付属備品」など、産業経済部では「まちなか再生推進業務の実施のため使用する各種備品」、都市計画部では「投光器」、各行政委員会事務局では「投票箱等」である。

#### エ 重要備品の貸付(所属間の貸付)の有無について

「貸付有」が2件(0.6%)となっている。その内容は、「絵画」などである。

#### オ 交換、譲与の有無について

「交換等有」が4件(1.1%)となっている。その内容は、健康部では「救急車用ストレッチャー用保育器台」、「書庫」、産業経済部所管の外部施設では「卓球台」、農政部所管の外部施設では「薪ストーブ」の譲与である。

表17 備品異動等の状況(平成29年度の状況)

(単位:件、%)

異動等状況 部局	所属替の有無		寄附受入の有無		備品貸付の有無 (市外部への貸付)		重要備品貸付の有無 (所属間の貸付)		交換、譲与の有無	
	所属替有	所属替無	受入有	受入無	貸付有	貸付無	貸付有	貸付無	交換等有	交換等無
総務部	1	4	0	5	0	5	0	5	0	5
政策部	1	4	0	5	0	5	0	5	0	5
財務部	2	3	0	5	0	5	0	5	0	5
市民部	0	6	0	6	1	5	0	6	0	6
文化スポーツ観光部	1	2	0	3	2	1	1	2	0	3
福祉部	3	3	0	6	2	4	0	6	0	6
健康部	2	3	0	5	0	5	0	5	2	3
環境部	1	4	0	5	1	4	0	5	0	5
産業経済部	2	1	0	3	1	2	0	3	0	3
農政部	1	1	0	2	0	2	0	2	0	2
都市計画部	1	4	0	5	1	4	0	5	0	5
建設部	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
会計室	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
水道局	1	4	0	5	0	5	0	5	0	5
消防局	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
教育委員会事務局	3	5	1	7	0	8	0	8	0	8
各行政委員会事務局	3	1	0	4	1	3	0	4	0	4
外部施設	31	190	33	188	3	218	1	220	1	220
指定管理施設	1	52	0	53	0	53	0	53	1	52
合計	54	297	34	317	12	339	2	349	4	347
構成比	15.4	84.6	9.7	90.3	3.4	96.6	0.6	99.4	1.1	98.9

(2) 備品の売払の有無について

備品の売払の有無については、表18のとおりであり、「売払有」が5件（1.4%）となっている。なお、不用となった車両の売却の手続きは、総務部の契約監理課で行っている。

その内容は、総務部では車両で、「売払件数」44件、「売払金額」8,981,600円、外部施設では小学校のグランドピアノで、「売払件数」4件、「売払金額」1,059,639円となっている。

表18 備品の売払の有無

(単位：件、円、%)

部局	売払状況		合計	売払内容	
	売払有	売払無		売払件数	売払金額
総務部	1	4	5	44	8,981,600
政策部	0	5	5	0	0
財務部	0	5	5	0	0
市民部	0	6	6	0	0
文化スポーツ観光部	0	3	3	0	0
福祉部	0	6	6	0	0
健康部	0	5	5	0	0
環境部	0	5	5	0	0
産業経済部	0	3	3	0	0
農政部	0	2	2	0	0
都市計画部	0	5	5	0	0
建設部	0	5	5	0	0
会計室	0	1	1	0	0
水道局	0	5	5	0	0
消防局	0	4	4	0	0
教育委員会事務局	0	8	8	0	0
各行政委員会事務局	0	4	4	0	0
外部施設	4	217	221	4	1,059,639
指定管理施設	0	53	53	0	0
合計	5	346	351	48	10,041,239
構成比	1.4	98.6	100	—	—



## 7 一般財源以外の財源を充当して取得した備品の状況について

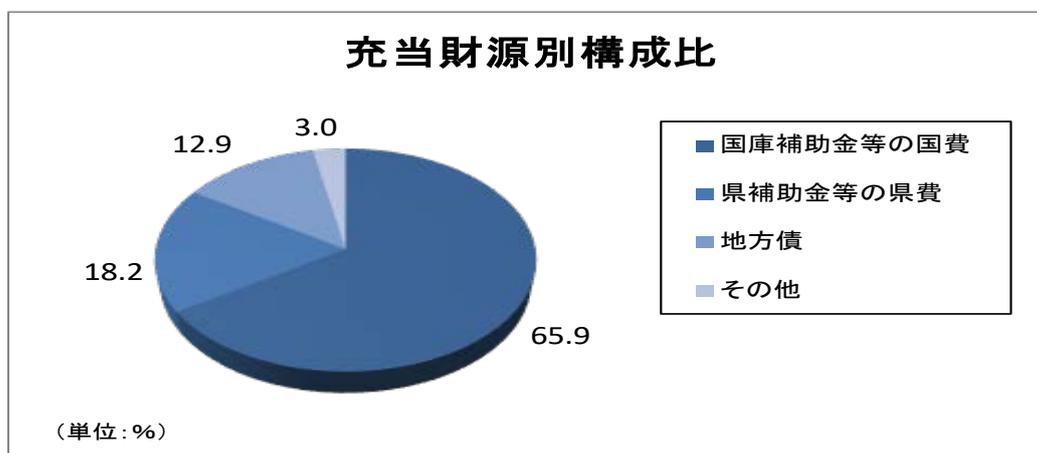
### (1) 一般財源以外の財源を充当して取得した備品の有無について

一般財源以外の財源を充当して取得した備品の有無は、表19のとおりであり、「一般財源以外の財源を充当して取得した備品がある」が116件（33.0%）となっている。

その内容をみると、「国庫補助金等の国費」が87件（65.9%）で最も多く、次いで「県補助金等の県費」が24件（18.2%）、「地方債」が17件（12.9%）となっている。なお、「その他」の内容としては、「寄附金」、「基金」などがある。

表19 一般財源以外の財源を充当して取得した備品の有無 (単位：件、%)

部局	備品状況	一般財源 以外の財 源を充当 して取得 した備品 がある	一般財源 以外の財 源を充当 して取得 した備品 がない	不明	合 計	充当財源の内容 ※複数回答あり			
						国庫補助金 等の国費	県補助金等 の県費	地方債	その他
総務部		1	3	1	5	0	0	1	0
政策部		0	5	0	5	0	0	0	0
財務部		0	4	1	5	0	0	0	0
市民部		1	4	1	6	1	0	0	0
文化スポーツ観光部		1	2	0	3	0	0	0	1
福祉部		2	2	2	6	1	2	0	0
健康部		3	2	0	5	2	0	1	1
環境部		0	5	0	5	0	0	0	0
産業経済部		0	2	1	3	0	0	0	0
農政部		0	1	1	2	0	0	0	0
都市計画部		0	4	1	5	0	0	0	0
建設部		0	4	1	5	0	0	0	0
会計室		0	1	0	1	0	0	0	0
水道局		0	4	1	5	0	0	0	0
消防局		3	1	0	4	2	0	3	0
教育委員会事務局		2	6	0	8	0	1	0	1
各行政委員会事務局		2	2	0	4	1	2	0	0
外部施設		101	60	60	221	80	19	12	1
指定管理施設		0	42	11	53	0	0	0	0
合 計		116	154	81	351	87	24	17	4
構 成 比		33.0	43.9	23.1	100	65.9	18.2	12.9	3.0



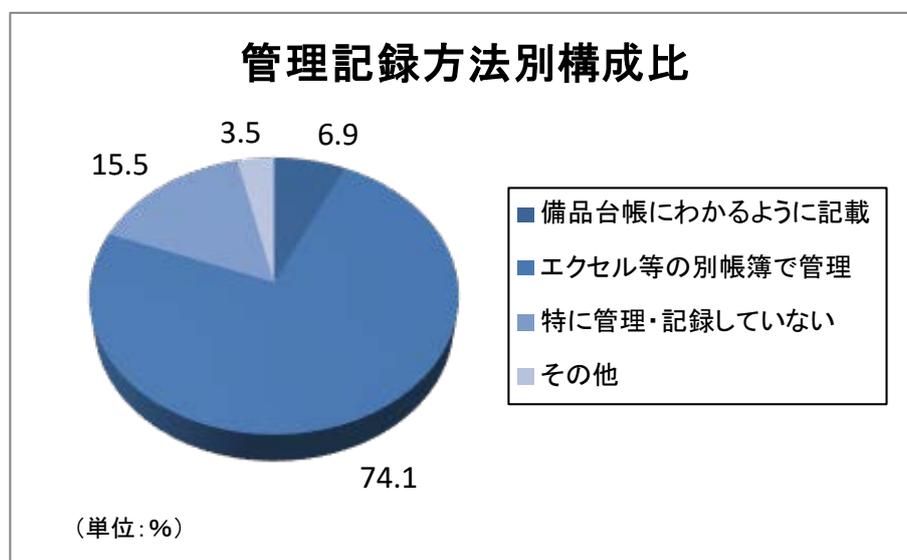
また、当該備品の管理記録方法については、表20のとおりである。

「エクセル等の別帳簿で管理」が86件（74.1%）で最も多く、次いで「特に管理・記録していない」が18件（15.5%）、「備品台帳にわかるように記載」が8件（6.9%）となっている。なお、「その他」の内容としては、「会計検査時の資料で確認」、「国指定様式」などがある。

表20 当該備品の管理記録方法

（単位：件、%）

部局	管理方法	備品台帳にわかるように記載	エクセル等の別帳簿で管理	特に管理・記録していない	その他	合計
総務部		1	0	0	0	1
市民部		0	0	0	1	1
文化スポーツ観光部		1	0	0	0	1
福祉部		1	0	0	1	2
健康部		0	2	0	1	3
消防局		0	0	3	0	3
教育委員会事務局		0	1	1	0	2
各行政委員会事務局		0	1	1	0	2
外部施設		5	82	13	1	101
合計		8	86	18	4	116
構成比		6.9	74.1	15.5	3.5	100



(2) 財産の処分について期間の制限がされている備品の有無について

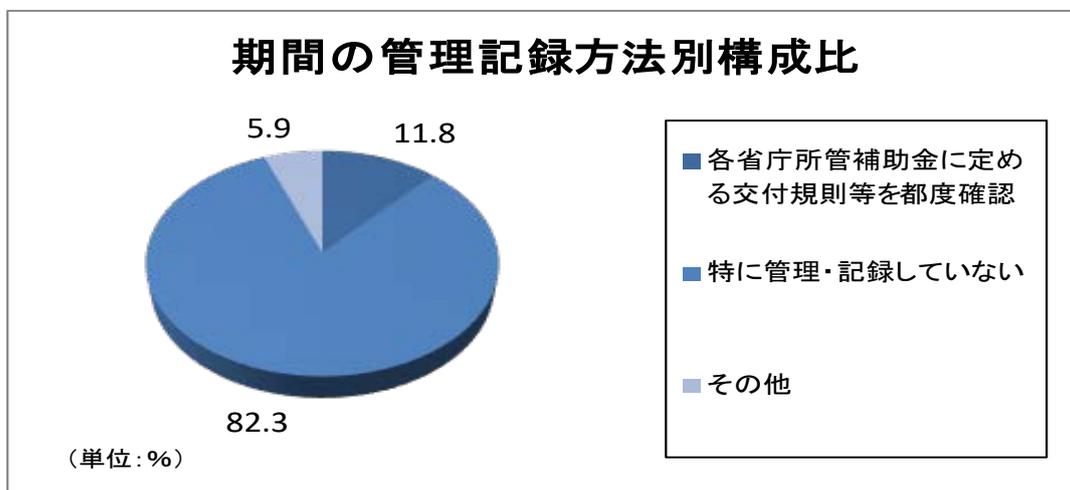
財産の処分について期間の制限がされている備品の有無は、表21のとおりであり、「財産の処分について期間の制限がされている備品がある」が17件（14.7%）となっている。

その期間の管理・記録方法の内容をみると、「特に管理・記録していない」が14件（82.3%）で最も多く、次いで「各省庁所管補助金に定める交付規則等を都度確認」が2件（11.8%）となっている。

表21 財産の処分について期間の制限がされている備品の有無

(単位：件、%)

部局	備品状況	財産の処分について期間の制限がされている備品がある	財産の処分について期間の制限がされていない備品がない	不明	合計	期間の管理記録方法の内容				
						備品台帳にわかるように記載	エクセル等の別帳簿で管理	各省庁所管補助金に定める交付規則等を都度確認	特に管理・記録していない	その他
総務部		0	1	0	1	0	0	0	0	0
市民部		0	1	0	1	0	0	0	0	0
文化スポーツ観光部		0	1	0	1	0	0	0	0	0
福祉部		1	0	1	2	0	0	0	0	1
健康部		2	1	0	3	0	0	2	0	0
消防局		3	0	0	3	0	0	0	3	0
教育委員会事務局		0	1	1	2	0	0	0	0	0
各行政委員会事務局		0	2	0	2	0	0	0	0	0
外部施設		11	71	19	101	0	0	0	11	0
合計		17	78	21	116	0	0	2	14	1
構成比		14.7	67.2	18.1	100	0	0	11.8	82.3	5.9



## 8 現場実査について

### (1) 現場実査の結果について

外部施設における備品の管理状況について、外部施設のうち26施設を抽出し、事務局職員による現場実査を実施した。

実施方法として、施設ごとに10数点の登録備品を抽出し、備品登録の内容と現物との照合を行うとともに、所有備品全般の管理状況について、外部施設の職員及び所管所属の職員に対して聴き取り調査を行った。なお、必要に応じて、その場で改善に向けての指導を行った。現場実査において確認できた主な状況は、以下のとおりである。

#### ア 長期間使用されていないなど、有効に活用されていないもの

- (ア) 故障や型が古くなったことなどにより、長期間使用していないものがあった。
- (イ) 専門性を有するため、取り外しが容易ではないことから、購入後使用していないものがあった。

#### イ 表示標の貼付がないなど、備品としての表示に不備があるもの

- (ア) 表示標を貼付できる備品であるにもかかわらず、貼付していないものがあった。
- (イ) 表示標が現物の壁側に貼付してあり、備品自体の移動も容易でないため、表示標の確認が困難なものがあった。
- (ウ) 表示標の貼付がない車両において、車両番号を記載して備品登録しているものの、前橋ナンバーに変更した際に登録内容を修正していなかったため、現物と備品登録してある備品の突合ができないものがあった。
- (エ) 本課が外部施設に表示標を配付していないものがあった。
- (オ) 表示標の貼付がなく、備品の現物確認に時間を要した事例があった。
- (カ) 表示標を貼付していたが、毎日、使用・手入れしている中ではがれてしまっているものがあった。

#### ウ 登録上の設置場所と実際の設置場所が相違しているもの

- (ア) 登録している設置場所が別施設のものがあった。

#### エ 備品確認の正確性に疑義が生じるもの

- (ア) 既に廃棄済みだが、備品登録されたままになっており、別の物品で現物確認を行っているものがあった。
- (イ) 現物を確認できたが、登録金額に対し、現物は安価なものと思われ、現物と登録備品とが一致しているか疑義が生じるものがあった。
- (ウ) 設置場所が明確に登録してあるものは備品確認していたが、設置場所が明確に記載していない備品の確認を行っていない事例があった。
- (エ) 登録してある備品規格と現物の備品規格が一致していないものがあった。
- (オ) 備品規格の記載がなく、備品シールの貼付もないため、登録上の備品と現物が同一のものか疑義が生じるものがあった。
- (カ) 別の物品を登録備品と勘違いして備品確認を行っていたため、現物の確認ができないものがあった。
- (キ) 現物が確認できた備品について、別に管理するエクセルデータでは廃棄とされているものがあった。

#### オ 財務会計システム上の不用決定等の手続きが漏れていたもの

- (ア) 既に廃棄済だが、廃棄の手続きをしていないもの（重要備品を含む。）があった。

## 第8 意見・要望

本市が所有する備品の管理状況について、各所属等から提出された調査票や関係資料を確認した結果と外部施設の抽出による現場実査の結果を述べてきたが、事務の改善や検討を要する事項があると考えるので、今後の備品管理事務においては、以下の事項に留意しながら、改善等に向けて積極的な取り組みを求めるものである。

### 1 個別的事項

#### (1) 定期的な備品確認について

##### ア 備品確認の確実な実施と物品管理者等による指導・監督について

規則等の改正により、平成25年度から、物品管理者による定期的な備品の確認が義務付けられたが、その後の各種監査において、備品確認の未実施や不適切な管理等が多くの所属等で見受けられたため、改善に向けて指導を行ってきたところである。今回の監査において、平成29年度については、9割以上の所属等で備品の確認を行っているなど改善の状況が明らかとなったが、一部の所属とその所属に関連する外部施設や指定管理施設で、備品の確認が行われていない状況も見受けられた。これらの備品確認の未実施については、備品の管理を担当する職員のみならず、物品管理者をはじめとした管理職の適正な備品管理に対する意識の欠如に起因すると考える。

備品は本市の貴重な財産であることを職員一人ひとりが再認識し、物品管理者の指示のもと定期的な備品確認を実施するよう求めるものである。また、外部施設等においては、物品管理者や担当職員の監督の目が行き届きにくいことなどから、備品の不適切な管理や亡失のリスクが高くなることも想定されるため、定期的な備品確認の実施も含めて、備品の適切な管理を行うよう当該施設の責任者等に対する指導・監督の徹底を求めるものである。

##### イ 備品確認の作業の効率化について

備品確認の作業については、1か月以上の期間を要しているもの、3名以上の人員体制で行っているものなどもあり、備品の所有数が多い所属や外部施設又は指定管理施設を多く抱えている所属にとっては、通常業務に加えて、この作業が大きな負担となっていることがうかがえる。また、この負担が定期的な備品確認の未実施の一因となっているとも考えられる。

定期的な備品確認の確実な実施の観点からも、特定の場所で使用することが想定され、かつ、規格なども同様である机や書棚等の備品については、所有数での管理（確認）を行うなど、確認作業の効率化を検討されたい。また、財務規則では備品としての登録を省略できるものについて定めており、庶務事務マニュアルにおいてその例示をしている。確認作業の効率化のためにも、各所属等において当該備品の登録や使用の状況等を確認し、必要に応じて備品登録から外すことなども併せて検討されたい。

##### ウ 備品確認の正確性の担保について

外部施設の現場実査において、備品登録の内容と現物との照合を行ったところ、現物の状況が登録内容と一致せず、現物が登録されている備品と同一であると断定できないものが多数あった。また、設置場所が明確に登録されていない備品については、備品確認を行っていない施設もあり、備品確認の実施が不完全な状況も見受けられた。

備品確認については、庶務事務マニュアルにおける備品確認の実施報告書の例示でも実施者が複数人となっているように、確認作業は複数人で行うなど、確認誤りや確認漏れの発生を防ぐ対策を講じ、確認内容に疑義が生じることのないよう努め、その正確性を担保されたい。また、物品管理者においては、実施報告書の内容確認を漏れなく行い、所有備品の実状を把握した上で、適切な指示等に努められたい。

## (2) 備品の管理について

### ア 表示標の貼付の徹底について

表示標の貼付については、6割以上の所属等が「貼付していない備品がある」と回答しており、その中には、特に理由もなく貼付していないものや、「以前から貼付していないため」、「登録された備品かどうか不明のため」などがある。さらには、貼付していない備品の管理状況として、「口頭で引き継いでいる」や「管理できていない」とするものもあり、適正な備品管理ができていない状況も見受けられた。

表示標は、本市が所有する備品であることを示すとともに、備品登録の内容と現物を照合するために必要なものであることから、表示標の貼付を徹底し、適正な備品管理に努められたい。なお、表示標の貼付が困難な場合については、その備品の使用実態等に鑑みながら、当該備品であることを特定できる適切な方法を検討し、速やかに実施されたい。

### イ 所在不明の備品に対する適切な対応について

所在不明の備品について、調査票の回答では、その理由として、備品の廃棄を行う際に財務会計システム上で不用決定等の手続きを行わなかったことから、現物がなく、当該備品が備品登録されたままになっているものが主となっており、盗難や紛失によるものはなかった。しかしながら、表示標の貼付がなく当該備品であることが特定できないこと、備品の所属替や事務所の移転の際に確認が不十分であったことなどにより、所在不明となっている備品があることが確認できた。

このような状況を改善するため、備品の廃棄を行う際には、財務会計システム上の手続きを漏れなく行うとともに、備品の所属替等を行う際には、異動元と異動先の担当者等により確実な引き継ぎを行うよう留意されたい。また、現時点で所在不明となっている備品については、各所属等で引き続きその所在の確認調査を行い、所在不明となった経緯等を明らかにした上で、必要に応じて備品登録の内容を整理するなど、将来にわたり備品管理に支障を来さないよう適切な対応を求めるものである。

### ウ 長期間使用していない備品の活用等について

調査票の回答や外部施設の現場実査において、買い替えや使用する機会がなくなったことなどにより長期間使用していない備品を保有している状況が確認できた。また、不用となった備品を廃棄しない理由として、「廃棄に費用や手間がかかるため」とするものが全体の約4割を占めている状況が確認できた。

買い替え等により現状において使用していない備品や当該施設において使用する必要なくなった備品については、物品管理者により今後の使用見込みなどを的確に判断し、所属替等により有効活用を図るとともに、経年劣化や損傷などにより使用できなくなった備品については、定期的な備品確認における作業負担の軽減や紛失等のリスクの低減の観点からも、速やかに廃棄処分を行うなど、適切な対応を検討されたい。

## エ 備品登録のない表示標貼付の備品の整理と適正な管理について

備品登録はないが、表示標が貼付されているものについては、「備品として取り扱う基準変更の前に貼付したもの」がほとんどであるが、「所属替をした際に所要の手続きが行われていなかった」とするものも見受けられた。

所属替についての財務会計システム上の手続きは、異動元の所属で行うことになっているため、異動元の所属においては、漏れなくその手続きを行うとともに、異動先の所属においても、備品の異動後は表示標の貼付替えを速やかに行うなど、適正な備品管理に努められたい。また、基準変更により備品としての取り扱いが不要となったものについては、登録備品との区別が簡明にできるよう措置するとともに、良好な状態で管理を行うよう努められたい。

## オ 備品登録の内容の整理について

調査票の回答や外部施設の現場実査において、登録されている設置場所と実際の設置場所が異なるものが多数見受けられた。また、品名や規格が備品購入の発注時などに記載した内容から修正が行われておらず、現物の内容を正確に表していないものも見受けられた。

備品の適正な管理を図ることはもとより、備品確認の作業の効率化の観点からも、登録内容と現物の状況を再確認し、必要に応じて修正するなど、備品登録の内容について整理されたい。

## カ 重要備品の適正な取り扱いについて

聴き取り調査において、複数の所属で、「100万円以上の備品であるが重要備品として登録していないもの」、「100万円未満の備品であるが重要備品として登録しているもの」などがある状況が確認できた。その主な要因としては、取得時の財務会計システム上の処理において入力誤りをしたことによるものであった。

重要備品については、会計管理者において記録管理するものとされ、物品管理者は、重要備品に関する通知書によりその増減高や現在高を会計管理者に通知する必要があるが、財務規則上の取り扱いが通常の備品とは異なること、また、決算における「財産に関する調書」にも記載する必要があることから、登録の状況を再確認するなど、適正な取り扱いを行うよう努められたい。

## キ 一般財源以外の財源を充当して取得した備品の適正な管理について

国庫補助金等の一般財源以外の財源を充当して取得した備品については、その処分において期間等の制限がされている場合があるが、その期間等を、「特に管理・記録していない」とする所属等が8割以上あった。

当該備品が損傷したり、所期の目的が達成され、使用する必要がなくなった場合などに、制限されている期間内等に誤って処分してしまうことも考えられることから、備品登録において、制限期間等を明記するなど、職員間で共通認識を持ち、適切な対応を行うよう努められたい。

## (3) 備品の異動等の手続きについて

### ア 所属替における設置場所等の適切な入力変更について

所属替が行われた備品の備品登録の状況を確認したところ、設置場所を登録していないものや保管場所の修正を行っていないものが見受けられた。

備品の所属替においては、所属替後の備品の管理状態を正確に示すように、備品登録の状況を速やかに修正するなど、適切な事務処理を行うよう努められたい。

#### イ 所属替における異動先所属の適切な登録について

所属替についての財務会計システム上の手続きにおいて、設置場所として登録すべき外部施設を異動先の所属として登録するなどの誤った処理が見受けられた。

備品の所属替を行うに当たっては、異動先所属の登録に留意し、適切な事務処理を行うことができるよう、財務規則と財務会計システムの整合性について検討されたい。

#### ウ 備品の貸付等の事務の適正化について

備品の貸付等に係る手続きにおいて、必要事項を記載した契約書等を作成、締結していないものが見受けられた。また、年度を超えて貸付を継続した場合に、改めて物品貸付報告書により会計管理者へ報告する必要があるが、その手続きを行っていないものが見受けられた。なお、今年度を実施した指定管理者監査においても、指定管理者に対して使用を認める備品の一覧を提示していないなどの不備があり、所管所属に改善を求めたところである。

備品の貸付等を行うに当たっては、契約の相手方等とのトラブルを未然に防ぐためにも、契約書や協定書などにより、貸付等の具体的な内容を明確にし、財務規則等にのっとった適正な事務処理に努められたい。

## 2 総括

本市が所有する備品は、平成29年度末現在で、100,954個、取得金額にして18,222,813,711円となっている。備品は現金などの他の財産と同様に本市の貴重な財産であり、地方財政法第8条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、その適切な管理と有効活用を求めている。また、地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定していることから、本市においても、より効率的かつ効果的な備品の管理運用が必要である。

今回の監査においては、備品の亡失などの重大な不適正事項は見受けられなかったが、従前から各種監査で指摘している定期的な備品確認については、9割以上の所属で適正に実施されているものの、一部の所属とその所属に関連する外部施設において実施されていないこと等についても確認したところである。

このような状況は、各種監査での指摘に対して、当該所属等が真摯に改善に向けて取り組みを行っていることや、備品管理に係る契約監理課等の全庁的な啓発や適切な指導によるものと考えられる。反面、備品のより適正な管理に向け、改善や検討が必要となる事項が見受けられたことも事実である。

備品は主に公金を原資として取得したものであり、市民の共有財産であることから、現下の厳しい財政状況を踏まえ、各所属等においては、物品管理者をはじめとして職員一人ひとりが備品管理の重要性を再認識するとともに、備品の取得等も含め、管理体制の充実強化に取り組み、より適正な管理運用が行われることを望むものである。

付 表  
1 備品区分別一覧

備品区分	部局	総務部	政策部	財務部	市民部	文化スポーツ 観光部	福祉部	健康部	環境部	産業経済部
		個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額	個数 金額
事務用品・事務用家具		373 88,737,949	60 5,477,007	694 52,163,573	724 53,281,850	2,429 218,687,825	2,391 132,535,068	419 25,721,592	462 24,044,653	2,648 268,660,793
OA 機器・OA 消耗品		9 1,457,799	33 4,212,899	0 0	35 5,130,378	24 2,897,502	45 9,895,712	35 3,696,934	9 3,151,750	43 3,970,613
書 籍		1 69,010	0 0	1 34,000	0 0	18 3,045,262	0 0	0 0	0 0	0 0
家庭用家具・木工製品		9 2,213,280	0 0	3 177,730	205 8,196,060	16 1,510,146	44 3,164,149	0 0	9 868,608	10 766,165
教 育 用 品		4 203,080	0 0	0 0	8 396,245	6 1,553,350	239 15,577,452	35 9,650,802	11 1,655,195	22 2,268,399
保 育 用 品		1 300,000	0 0	1 41,160	13 593,500	1 86,625	512 42,229,398	0 0	0 0	4 502,350
大 型 遊 具		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	8 981,233	0 0	0 0	0 0
ス ポ ー ツ 用 品		1 230,000	0 0	0 0	0 0	982 181,548,791	130 13,865,796	1 69,090	3 254,574	71 15,185,738
楽 器 ・ CD 類		5 267,200	0 0	0 0	0 0	29 53,659,222	213 25,958,793	5 245,175	0 0	6 11,589,428
電 気 製 品		18 1,471,664	16 2,321,429	21 893,876	34 5,045,375	841 88,469,039	490 58,310,978	34 4,019,635	77 7,512,934	281 45,377,978
無 線 機 ・ 拡 声 器		100 7,753,500	2 182,910	18 1,885,700	10 1,166,015	73 6,301,275	72 7,053,650	8 3,006,345	15 1,017,222	19 1,709,009
光 学 機 器 ・ フ ィ ル ム		147 25,520,464	34 2,829,729	2 728,700	11 814,651	28 8,921,895	98 16,628,111	9 787,019	31 2,332,283	31 12,671,671
時 計		0 0	0 0	1 4,500,000	0 0	6 615,250	10 769,237	0 0	0 0	3 125,475
計 測 機 器		0 0	0 0	1 49,440	16 1,628,340	57 10,008,329	12 3,413,701	29 14,336,622	91 58,784,029	283 26,957,169
実 験 ・ 研 究 用 機 器		6 225,676,800	0 0	0 0	0 0	1 40,950	7 462,096	176 115,176,156	33 9,458,233	0 0
車 両 ・ ボ ー ト		6 8,587,406	5 4,846,342	28 47,006,944	42 67,528,152	9 26,057,166	107 72,570,083	30 33,391,935	112 435,461,185	23 25,650,518
産 業 用 機 器 ・ 工 具 作 業 用 具		53 79,344,885	0 0	9 1,474,560	38 5,419,513	60 8,317,392	115 14,320,188	1 155,400	109 65,477,548	20 5,661,029
農 業 ・ 園 芸 用 機 器		0 0	0 0	2 414,750	12 575,668	67 25,618,350	4 360,930	0 0	25 4,363,416	7 2,196,768
業 務 用 厨 房 機 器		8 2,727,900	0 0	1 289,800	1 56,650	57 13,519,210	229 44,065,438	17 4,784,315	4 783,567	105 67,441,753
家 庭 用 ガ ス ・ 石 油 器 具		0 0	0 0	9 303,750	3 90,000	7 1,406,812	22 14,780,678	0 0	3 147,500	13 2,910,343
業 務 用 清 掃 機 器 ・ 床 ワ ッ ク ス		0 0	0 0	1 45,990	1 353,290	12 1,195,444	23 1,006,896	0 0	9 611,570	2 101,850
雑 貨 ・ 金 物 ・ 刃 物		0 0	0 0	0 0	4 142,925	1 18,795	14 1,536,651	0 0	37 7,401,664	4 194,752
衣 類 ・ 寝 具 類		1 32,200	0 0	0 0	0 0	13 2,362,650	0 0	0 0	0 0	74 9,065,520
ゴ ム ・ ビ ニ ー ル		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 172,800	0 0	0 0	0 0
看 板 ・ シ ー ル ・ ペ ン キ 類		0 0	0 0	0 0	3 190,000	18 350,825	4 253,826	1 1,470,000	0 0	7 3,211,540
テ ン ト ・ カ ー テ ン ・ シ ー ト 類		14 438,480	0 0	1 99,360	23 2,711,999	109 9,397,545	55 5,005,310	5 388,751	0 0	15 22,870,981
園 芸 用 品 ・ 肥 料 ・ 生 花		0 0	0 0	0 0	0 0	28 3,069,360	0 0	0 0	0 0	0 0
飼 育 用 品 ・ 飼 料		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	36 4,392,810	0 0	0 0
記 念 品 ・ 記 章		2 144,900	0 0	0 0	0 0	5 1,826,000	1 85,860	0 0	0 0	6 196,884
医 療 ・ 保 健 機 器		6 252,600	0 0	3 343,245	16 1,291,566	35 3,842,358	205 33,674,904	80 32,789,817	8 1,699,160	24 3,957,968
消 防 用 品		167 28,691,870	0 0	0 0	1 242,506	1 262,650	16 1,389,830	2 61,800	7 1,008,945	0 0
特 殊 物 品		89 59,872,164	7 2,034,740	32 7,692,200	71 22,893,822	1,240 1,506,680,773	43 23,357,166	14 2,558,210	40 24,687,075	85 22,023,771
合 計		1,020 533,993,151	157 21,905,056	828 118,144,778	1,271 177,748,505	6,173 2,181,270,791	5,110 543,425,934	937 256,702,408	1,095 650,721,111	3,806 555,268,465
個 数 別 構 成 比 率		1.0	0.1	0.8	1.3	6.1	5.0	0.9	1.1	3.8

(単位：個・円・%)

農政部	都市計画部	建設部	会計室	水道局	消防局	教育委員会事務局	小中学校等		各行政委員会事務局	合計	個数別構成比率
							小中学校等	小中学校等以外			
112	22	798	14	277	582	14,810	10,273	4,537	721	27,536	27.3
6,417,851	920,107	57,710,404	1,084,265	16,525,137	32,653,992	1,161,641,962	790,064,874	371,577,088	62,360,176	2,208,624,204	
1	3	6	0	3	7	506	439	67	14	773	0.8
49,980	253,525	1,725,510	0	223,868	343,266,549	71,059,363	54,484,414	16,574,949	2,134,242	453,126,624	
0	1	2	0	0	3	18	9	9	0	44	0.0
0	37,000	70,000	0	0	166,030	1,335,858	582,708	753,150	0	4,757,160	
5	0	20	0	2	3	651	186	465	42	1,019	1.0
406,000	0	1,312,805	0	236,765	171,872	166,079,768	26,144,867	139,934,901	3,229,300	188,332,648	
2	0	12	0	0	63	29,365	28,838	527	0	29,767	29.5
276,962	0	797,531	0	0	8,293,056	1,383,206,513	1,327,348,407	55,858,106	0	1,423,878,585	
0	0	3	0	0	5	259	118	141	0	799	0.8
0	0	147,672	0	0	227,850	18,370,897	6,548,722	11,822,175	0	62,499,452	
0	0	21	0	0	0	92	13	79	0	121	0.1
0	0	18,508,670	0	0	0	22,459,010	1,426,214	21,032,796	0	41,948,913	
0	0	47	0	1	33	4,685	4,638	47	4	5,958	5.9
0	0	4,984,007	0	35,000	3,126,758	331,481,273	328,916,159	2,565,114	240,000	551,021,027	
0	1	0	0	0	75	10,239	10,071	168	0	10,573	10.5
0	36,050	0	0	0	13,445,526	1,522,961,459	1,480,032,424	42,929,035	0	1,628,162,853	
14	18	87	0	19	102	4,847	4,316	531	60	6,959	6.9
5,808,420	721,000	10,657,798	0	1,187,147	7,997,673	761,015,927	708,648,723	52,367,204	5,575,543	1,006,386,416	
0	0	8	0	8	414	714	623	91	9	1,470	1.5
0	0	442,040	0	786,950	969,294,968	94,450,752	83,071,555	11,379,197	561,945	1,095,612,281	
4	3	7	0	13	41	939	788	151	4	1,402	1.4
141,623	143,400	2,318,486	0	966,265	4,301,228	71,675,577	52,351,398	19,324,179	331,800	151,112,902	
0	0	4	0	0	0	71	66	5	0	95	0.1
0	0	1,031,000	0	0	0	5,928,984	5,270,884	658,100	0	12,969,946	
16	5	12	0	44	54	330	264	66	0	950	0.9
2,013,093	1,481,345	3,113,190	0	13,152,600	6,046,460	24,642,399	12,309,012	12,333,387	0	165,626,717	
0	1	2	0	23	7	214	201	13	0	470	0.5
0	153,000	295,000	0	2,094,713	1,102,520	7,667,202	6,554,252	1,112,950	0	362,126,670	
20	24	115	0	0	165	264	116	148	4	954	0.9
23,853,070	20,464,269	188,134,722	0	0	3,404,733,505	354,032,452	141,366,351	212,666,101	7,154,000	4,719,471,749	
10	3	105	0	53	86	597	518	79	2	1,261	1.2
1,475,833	1,579,550	23,881,654	0	3,288,145	5,853,141	41,319,763	33,395,127	7,924,636	60,770	257,629,371	
6	0	218	0	2	11	251	219	32	0	605	0.6
506,840	0	41,153,698	0	121,690	792,155	17,829,365	15,882,444	1,946,921	0	93,933,630	
96	0	69	0	0	3	1,897	266	1,631	0	2,487	2.5
36,666,442	0	20,216,837	0	0	299,950	986,651,534	53,879,572	932,771,962	0	1,177,503,396	
5	0	5	0	3	29	1,699	1,651	48	62	1,860	1.8
2,208,730	0	252,440	0	146,054	1,818,827	99,337,235	92,649,270	6,687,965	3,089,639	126,492,008	
0	0	5	0	0	3	64	53	11	0	120	0.1
0	0	520,250	0	0	167,750	3,578,505	2,681,813	896,692	0	7,581,545	
0	0	1	0	0	2	22	14	8	0	85	0.1
0	0	136,500	0	0	75,757	1,431,097	893,779	537,318	0	10,938,141	
0	0	0	0	0	1	5	5	0	0	94	0.1
0	0	0	0	0	100,000	229,800	229,800	0	0	11,790,170	
0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	26	0.0
0	0	459,756	0	0	0	0	0	0	0	632,556	
1	0	17	0	1	1	16	7	9	1	70	0.1
80,000	0	554,000	0	41,040	82,620	1,123,795	463,890	659,905	43,200	7,400,846	
0	0	2	0	2	43	298	262	36	0	567	0.6
0	0	166,000	0	178,500	4,398,520	28,059,144	24,135,418	3,923,726	0	73,714,590	
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	29	0.0
0	0	0	0	0	0	58,800	58,800	0	0	3,128,160	
0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	40	0.0
0	0	0	0	0	0	293,273	293,273	0	0	4,686,083	
0	0	0	0	0	19	108	106	2	0	141	0.1
0	0	0	0	0	3,229,390	41,696,539	41,526,429	170,110	0	47,179,573	
0	0	24	0	0	82	1,183	1,138	45	0	1,666	1.7
0	0	2,044,940	0	0	43,519,327	98,819,875	95,819,522	3,000,353	0	222,235,760	
0	0	3	0	5	704	4	3	1	0	910	0.9
0	0	205,000	0	282,900	201,540,309	153,500	106,200	47,300	0	233,839,310	
42	0	15	0	18	11	247	67	180	149	2,103	2.1
3,308,221	0	4,345,672	0	1,505,100	6,414,715	118,349,686	23,368,279	94,981,407	62,747,110	1,868,470,425	
334	81	1,633	14	474	2,549	74,400	65,273	9,127	1,072	100,954	100
83,213,065	25,789,246	385,185,582	1,084,265	40,771,874	5,063,120,448	7,436,941,307	5,410,504,580	2,026,436,727	147,527,725	18,222,813,711	
0.3	0.1	1.6	0.0	0.5	2.5	73.7	64.7	9.0	1.1	100	—

## 2 重要備品区分別一覽

部 局		総務部	政策部	財務部	市民部	文化スポーツ 観光部	福祉部	健康部	環境部	産業経済部
備品区分										
事務用品・事務用家具	個数	8	1	1	2	15	0	0	1	4
	金額	14,023,890	1,498,650	1,302,000	5,508,825	20,026,500	0	0	2,340,000	8,768,250
OA機器・OA消耗品	個数	0	0	0	2	0	1	0	1	0
	金額	0	0	0	2,613,480	0	4,056,150	0	1,452,300	0
家庭用家具・木工製品	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育用品	個数	0	0	0	0	0	2	4	0	0
	金額	0	0	0	0	0	2,625,000	7,455,000	0	0
保育用品	個数	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	2,829,750	0	0	0
スポーツ用品	個数	0	0	0	0	23	2	0	0	1
	金額	0	0	0	0	53,646,490	4,470,000	0	0	1,180,200
楽器・CD類	個数	0	0	0	0	8	1	0	0	2
	金額	0	0	0	0	47,403,502	1,000,000	0	0	9,768,100
電気製品	個数	0	0	0	0	5	1	0	0	3
	金額	0	0	0	0	12,459,260	2,987,000	0	0	7,224,000
無線機・拡声器	個数	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	1,974,000	0	0
光学機器・フィルム	個数	0	0	0	0	2	0	0	0	3
	金額	0	0	0	0	4,000,000	0	0	0	7,165,867
時計	個数	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	4,500,000	0	0	0	0	0	0
計測機器	個数	0	0	0	0	2	0	3	16	3
	金額	0	0	0	0	2,138,400	0	11,119,500	38,128,700	5,065,200
実験・研究用機器	個数	6	0	0	0	0	0	10	2	0
	金額	225,676,800	0	0	0	0	0	81,845,343	3,292,500	0
車両・ボート	個数	2	1	6	26	8	16	8	78	9
	金額	5,378,334	1,367,632	34,454,277	55,973,173	25,259,166	28,031,096	15,433,341	416,290,011	15,126,834
産業用機器・工具作業用具	個数	48	0	0	0	1	0	0	15	1
	金額	79,015,290	0	0	0	1,454,250	0	0	53,984,528	2,317,500
農業・園芸用機器	個数	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	15,029,743	0	0	0	0
業務用厨房機器	個数	0	0	0	0	1	1	0	0	13
	金額	0	0	0	0	1,543,500	1,893,150	0	0	35,099,304
家庭用ガス・石油器具	個数	0	0	0	0	0	2	0	0	1
	金額	0	0	0	0	0	11,615,940	0	0	1,501,500
看板・シール・ペンキ類	個数	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	金額	0	0	0	0	0	0	1,470,000	0	1,297,800
テント・カーテン・シート類	個数	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	金額	0	0	0	1,365,000	0	0	0	0	20,045,474
記念品・記章	個数	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	1,620,000	0	0	0	0
医療・保健機器	個数	0	0	0	0	0	7	8	0	0
	金額	0	0	0	0	0	11,853,800	22,125,500	0	0
消防用品	個数	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	11,991,000	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊物品	個数	10	0	3	5	539	11	0	8	5
	金額	46,668,500	0	6,070,000	17,958,500	1,361,910,895	18,750,000	0	19,956,541	10,966,053
合 計	個数	80	2	11	36	615	45	35	121	50
	金額	382,753,814	2,866,282	46,326,277	83,418,978	1,546,491,706	90,111,886	141,422,684	535,444,580	125,526,082
個数別構成比率		4.5	0.1	0.6	2.0	34.3	2.5	2.0	6.7	2.8

(単位：個・円・%)

農政部	都市計画部	建設部	会計室	水道局	消防局	教育委員会事務局	小中学校等		各行政委員会事務局	合計	個数別構成比率
							小中学校等	小中学校等以外			
0	0	1	0	—	1	2	0	2	1	37	2.1
0	0	1,157,100	0	—	1,811,250	28,697,200	0	28,697,200	1,024,800	86,158,465	
0	0	0	0	—	2	2	1	1	1	9	0.5
0	0	0	0	—	342,480,000	13,681,500	3,181,500	10,500,000	1,365,000	365,648,430	
0	0	0	0	—	0	17	0	17	0	17	0.9
0	0	0	0	—	0	22,268,220	0	22,268,220	0	22,268,220	
0	0	0	0	—	0	9	3	6	0	15	0.8
0	0	0	0	—	0	12,670,900	4,097,800	8,573,100	0	22,750,900	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	1	0.1
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	2,829,750	
0	0	0	0	—	0	1	1	0	0	27	1.5
0	0	0	0	—	0	1,545,000	1,545,000	0	0	60,841,690	
0	0	0	0	—	0	108	103	5	0	119	6.6
0	0	0	0	—	0	158,320,896	149,312,096	9,008,800	0	216,492,498	
1	0	1	0	—	0	60	58	2	0	71	4.0
3,780,000	0	1,711,500	0	—	0	323,066,244	320,019,849	3,046,395	0	351,228,004	
0	0	0	0	—	9	7	5	2	0	17	0.9
0	0	0	0	—	926,343,975	15,034,137	11,490,583	3,543,554	0	943,352,112	
0	0	1	0	—	0	0	0	0	0	6	0.3
0	0	1,998,000	0	—	0	0	0	0	0	13,163,867	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	1	0.1
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	4,500,000	
0	0	1	0	—	0	1	0	1	0	26	1.4
0	0	1,344,000	0	—	0	4,998,000	0	4,998,000	0	62,793,800	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	18	1.0
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	310,814,643	
9	5	39	0	—	147	75	22	53	2	431	24.0
15,526,385	5,628,704	143,315,067	0	—	3,401,411,064	312,522,966	122,807,539	189,715,427	5,216,000	4,480,934,050	
0	0	4	0	—	0	2	2	0	0	71	4.0
0	0	15,455,500	0	—	0	2,622,500	2,622,500	0	0	154,849,568	
0	0	6	0	—	0	0	0	0	0	16	0.9
0	0	15,292,200	0	—	0	0	0	0	0	30,321,943	
6	0	3	0	—	0	164	1	163	0	188	10.5
9,588,150	0	5,108,400	0	—	0	618,834,047	1,182,100	617,651,947	0	672,066,551	
1	0	0	0	—	0	0	0	0	0	4	0.2
1,806,620	0	0	0	—	0	0	0	0	0	14,924,060	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	2	0.1
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	2,767,800	
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	5	0.3
0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	21,410,474	
0	0	0	0	—	0	2	2	0	0	3	0.2
0	0	0	0	—	0	7,627,400	7,627,400	0	0	9,247,400	
0	0	0	0	—	10	0	0	0	0	25	1.4
0	0	0	0	—	29,392,650	0	0	0	0	63,371,950	
0	0	0	0	—	19	0	0	0	0	25	1.4
0	0	0	0	—	91,833,921	0	0	0	0	103,824,921	
0	0	1	0	—	5	55	8	47	18	660	36.8
0	0	1,800,000	0	—	6,100,000	83,560,000	17,660,000	65,900,000	45,073,650	1,618,814,139	
17	5	57	0	—	193	505	206	299	22	1,794	100
30,701,155	5,628,704	187,181,767	0	—	4,799,372,860	1,605,449,010	641,546,367	963,902,643	52,679,450	9,635,375,235	
0.9	0.3	3.2	0	—	10.8	28.1	11.5	16.6	1.2	100	—